

# 法人県民税・事業税の税率のお知らせ

岐阜県

## ◎ 法人県民税

### 1 法人税割の税率

法人の区分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
(1) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
(2) 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人		
(3) 上記以外の法人	3.2%	1.0%

- (注) ① 上記表中(2)の年1,000万円は、平成8年2月1日前に終了する各事業年度については年400万円です。  
また、昭和56年8月1日から平成3年1月31日までの間に終了した各事業年度の税率は、上記表中(1)、(2)及び(3)については6.0%です。  
② 清算中の所得に係る予納申告及び残金財産の一部分配に係る予納申告、清算確定申告にあっては、解散の日現在の税率が適用されます。(※)  
③ 表(1)の資本金の額又は出資金の額は、確定申告、清算事業年度予納申告(※)については、事業年度終了の日現在、中間申告については、事業年度の開始の日から6月を経過した日の前日現在の金額によります。  
④ 表(2)の年1,000万円の額は、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人については、地方税法第57条第1項により関係都道府県に分割される前の法人税割の課税標準となる法人税額をいいます。また、法人税割の課税標準の算定期間が1年に満たない場合は、年1,000万円の額は次の算式で計算した額に読み替えます。
- $$1,000万円 \times \frac{\text{法人税額の課税標準の算定期間の月数}}{12月}$$
- なお、この場合の法人税額を課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。  
⑤ 平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以降に法人が支払を受けるべき利子等について、県民税利子割が廃止されることに伴い、法人税割額から利子割額を控除する制度も廃止されました。  
(※) 平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後解散した法人は解散後も確定申告を行います。

### 2 均等割の税率

法人の区分	平成24年4月1日以降開始した事業年度	うち 清流の国ぎふ 森林・環境税額 (注1)
	年額	年額
・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団又は財団 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・資本金等の額を有しない法人 ・資本金等の額が1千万円以下である法人	2万2千円	2千円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	5万5千円	5千円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	14万3千円	1万3千円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	59万4千円	5万4千円
資本金等の額が50億円を超える法人	88万円	8万円

(注1) 平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

## ◎ 法人事業税

### 1 外形標準課税対象法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人)

区分	平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度			平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度			平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度			令和元年10月1日以降に開始する事業年度		
	年400万以下	年400万超年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超年800万以下	年800万超
所得割 下記以外の法人	2.2%	3.2%	4.3%	1.6%	2.3%	3.1%	0.3%	0.5%	0.7%	0.4%	0.7%	1.0%
3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	4.3%			3.1%			0.7%			1.0%		
付加価値割	0.48%			0.72%			1.20%			1.20%		
資本金割	0.2%			0.3%			0.5%			0.5%		

### 2 収入金額課税法人

法人等の区分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
電気供給業・ガス供給業・生命保険業・損害保険業を行う法人	0.9%	1.0%

### 3 上記以外の法人

区分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度			令和元年10月1日以降に開始する事業年度		
	年400万以下	年400万超年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超年800万以下	年800万超
軽減税率適用 特別法人以外の法人	3.4%	5.1%	6.7%	3.5%	5.3%	7.0%
特別法人	3.4%	4.6%		3.5%	4.9%	
軽減税率不適用 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の特別法人以外の法人	6.7%			7.0%		
3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の特別法人	4.6%			4.9%		

## ◎ 地方法人特別税(国税)及び特別法人事業税(国税)

地方法人特別税は、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された国税で、法人事業税と併せて納付します。平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度及び前述した期間における解散による清算所得(※)に対する課税分について適用されます。特別法人事業税は、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、地方法人課税における税源の偏在を是正するための措置として、創設された国税です。令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

### 1 課税標準 法人事業税額(所得割額又は収入割額)

### 2 税率

法人等の区分	平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
付加価値割額、資本金割額及び所得割額の合計によって法人事業税を課される法人の所得割額	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%
所得割額によって法人事業税を課される法人の所得割額	43.2%	43.2%	43.2%	-
所得割額によって法人事業税を課される特別法人以外の法人の所得割額	-	-	-	37.0%
所得割額によって法人事業税を課される特別法人の所得割額	-	-	-	34.5%
収入割額によって法人事業税を課される法人の収入割額	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%